

神奈川県労働局発表
平成23年10月17日
14時

神奈川県労働局労働基準部
安全課長 齋藤晃彦
主任安全専門官 中村宏彰
電話 045 (211) 7352

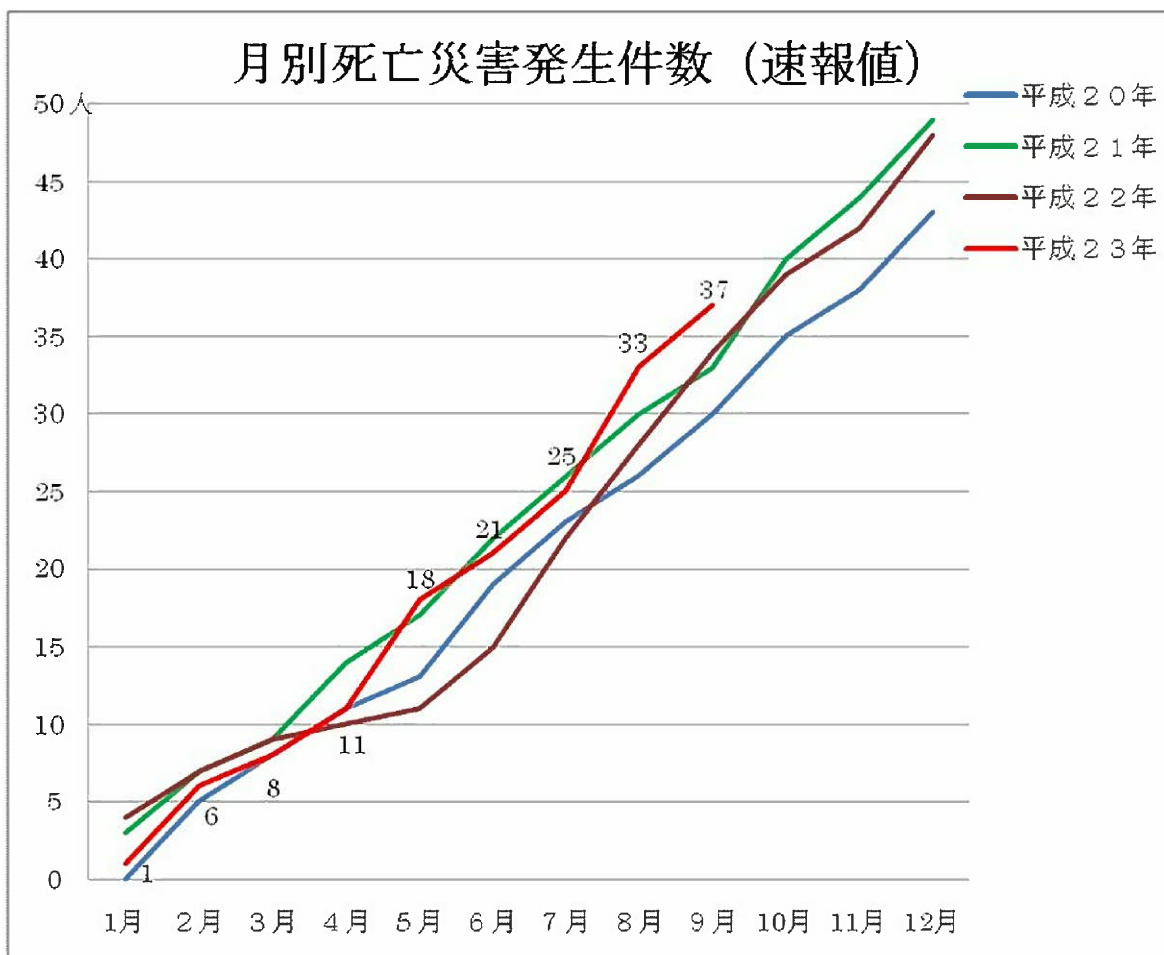
神奈川県死亡災害撲滅緊急対策の実施

・・・県内の死亡者数（労働災害）は、全国でワースト第2位！・・・

神奈川県内における本年9月30日現在の労働災害のうち死亡災害は、37人と昨年同期と比べ3人の増加となり、業種別では各々製造業3人、建設業4人、陸上貨物運送業1人の増加となった。

全国の死亡災害（9月7日現在）は、571人で、前年の同期と比べ136人（19.2%）減少しているが、県内の死亡者数は33人で、北海道の36人に次いで2番目に多くなっている。

このため、急増する死亡災害に歯止めをかけるため、神奈川県労働局（局長 及川桂）では、「神奈川県死亡災害撲滅緊急対策実施要綱」（別紙）を策定し、今後の労働災害防止の強化を図ることとした。



月別死亡災害発生件数（速報値）の推移（平成20年～平成23年9月末）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	確定 数値
平成20年	0	5	3	3	2	6	4	3	4	5	3	5	44
平成21年	3	4	2	5	3	5	4	4	3	7	4	5	52
平成22年	4	3	2	1	1	4	7	6	6	5	3	6	52
平成23年	1	5	2	3	7	3	4	8	4				

1 実施期間

平成23年10月15日から12月31日まで

2 最近の死亡災害の発生状況からみた留意すべき事項

- ① 墜落・転落災害防止対策の徹底
- ② 非定常作業時の安全対策の徹底
- ③ 労働者に対する安全衛生教育の徹底
- ④ 安全衛生マネジメント、リスクアセスメントの実施

3 各機関及び事業場の主要実施事項（詳細は要綱を参照）

（1）神奈川県労働局

- ① 労働災害防止関係団体等への緊急要請、指導援助
10月19日（水）13時に神奈川県労働局において、局長から各労働災害防止団体長に直接要請を行う予定
- ② 労働局長による安全パトロールの実施
- ③ 緊急対策の周知・啓発、広報等

（2）各労働基準監督署

- ① 一斉監督及び安全パトロール等の実施
- ② 集団指導等の実施
- ③ 緊急対策の周知・啓発、広報等

（3）労働災害防止団体

- ① 安全大会等における会員事業場への啓発・指導、要請
- ② 緊急安全パトロールの実施
- ③ 安全衛生研修会、安全衛生教育の実施

（4）各事業場

- ① 経営トップによる緊急安全パトロールの実施
- ② 職場（現場）における緊急安全点検の実施
- ③ リスクアセスメントの実施推進
- ④ 労働者に対する安全衛生教育の実施、安全意識の高揚
- ⑤ 各種指針、ガイドラインによる安全対策の徹底

(別紙)

神奈川死亡災害撲滅緊急対策実施要綱

神奈川労働局

1 趣旨

神奈川県下における労働災害による死亡者数は、平成20年に過去最少の44人を記録した以降、平成21年、平成22年ともに同数の52人と増加し、第11次労働災害防止計画の最終年の平成24年に45人以下とする目標に向け労働災害防止の推進を図っているところである。

しかしながら、本年9月30日現在の死亡災害は、37人と昨年同期と比べて3人増となっており、特に製造業では3人、建設業では4人、陸上貨物運送業では1人と各々増加しているところであり、全国では減少傾向にあるなか年末に向け極めて憂慮すべき状況となっている。

このような状況を踏まえ、製造業、建設業及び陸上貨物運送事業を重点対象として急増する死亡災害に歯止めをかけ、安全で安心して働ける社会の実現に向けて、死亡災害撲滅緊急対策を実施する。

2 実施期間

平成23年10月15日から12月31日まで

3 主唱者

神奈川労働局及び県下各労働基準監督署

4 実施事項

(1) 最近の労働災害の発生状況からみた留意事項

- ① 墜落・転落災害防止対策の徹底
- ② 非定常作業時の安全対策の徹底
- ③ 労働者に対する安全衛生教育の徹底
- ④ 安全衛生マネジメント、リスクアセスメントの実施

(2) 各機関及び事業場における具体的な実施事項

① 神奈川労働局

ア (公社)神奈川労務安全衛生協会、建設業労働災害防止協会神奈川県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部及び港湾貨物運送事業労働災害防止協会神奈川総支部(以下「労働災害防止団体」という。)への緊急要請

イ (社)神奈川県建設業協会、(社)神奈川県トラック協会、(社)神奈川県

商工会議所連合会、(社)神奈川県商工会連合会、(社)神奈川県経営者協会及び神奈川県中小企業団体中央会(以下「事業者団体」という。)への緊急要請

- ウ 労働局長による安全パトロールの実施
 - エ 公共工事発注機関及び関東運輸局との連携
 - オ 関係事業者、関係労働者及び県民への広報・啓発
 - カ 労働災害防止団体に対する指導・援助
 - キ 各種会議等における周知・啓発
- ② 労働基準監督署
- ア 一斉監督、個別指導及びパトロールの実施
 - イ 集団指導等の実施
 - ウ 公共工事発注機関等の関係機関との連携
 - エ 労働災害防止団体分会に対する指導・援助
 - オ 各種会議等における周知・啓発
- ③ 労働災害防止団体
- ア 各種安全大会等における会員事業場への指導、要請
 - イ 緊急安全パトロールの実施
 - ウ 安全衛生研修会、安全衛生教育の実施
 - エ 関係事業者に対する周知及び指導・援助
- ④ 事業者団体
- ア 会員事業者に対する周知及び指導・援助
 - イ 安全衛生研修会の実施
- ⑤ 事業場
- ア 経営トップによる緊急安全パトロールの実施
 - イ 職場(現場)における緊急安全点検の実施
 - ウ リスクアセスメントの実施推進
 - エ 労働者に対する安全衛生教育の実施、安全意識の高揚
 - オ 製造業における「機械の包括的な安全基準に関する指針(平成19年7月31日付け基発第0731001号)」に基づく機械による労働災害防止の徹底
 - カ 建設業における「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について(平成19年3月22日付け基発第0322002号)」に基づく元方事業者による統括安全衛生管理の徹底
 - キ 陸上貨物運送事業における荷役作業時の労働災害防止の徹底及び「交通労働災害防止のためのガイドライン平成20年4月3日付け基発第0403001号)」に基づく睡眠時間の確保に配慮した走行管理の実施

平成23年 死亡災害発生状況

平成23年9月30日現在
神奈川労働局

	死亡災害報告受理数			死亡災害総件数		
	本年 (平成23年)	前年同期 (平成22年)	前々年同期 (平成21年)	平成22年 (確定値)	平成21年 (確定値)	平成20年 (確定値)
製造業	(1) 8	5	(2) 6	8	(2) 6	6
建設業	15	11	(1) 15	17	(1) 22	(1) 14
交通運輸業	1	1		(1) 2	1	1
陸上貨物運送事業	(1) 5	(2) 4	(4) 4	(3) 6	(4) 4	4
港湾荷役業	1	1		1	3	3
商業	(1) 3	(1) 5	2	(1) 5	6	(2) 3
清掃・と畜業		4	(1) 1	(1) 5	(1) 2	(1) 6
その他	(1) 4	(1) 3	(1) 5	(3) 8	(2) 8	(1) 7
合計	(4) 37	(4) 34	(9) 33	(9) 52	(10) 52	(5) 44

(注) : 報告受理件数は、署からの速報で管理しているため、発生日とは異なっている場合があります。

() は、事故の型が「交通事故(道路)」であるものを内数で表示しています。

平成23年 全国労働衛生週間 スローガン

見逃すな 心と体のSOS みんなでつくる健康職場